

## 災害時における民間賃貸住宅の被災者への 提供に関する協定

岡山市(以下「甲」という。)及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会(以下「乙」という。)は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次の条項により協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲の区域内において災害が発生した場合において、甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者(以下「被災者」という。)のための応急的な住宅(以下「応急借上げ住宅」という。)として、民間賃貸住宅を提供するため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

### (協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し必要と認め乙に通知した場合は、乙に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

### (県知事による連絡調整)

第3条 甲の区域及び甲以外の県内の市町村の区域にわたり災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条に規定する災害が発生した場合は、前条に規定する甲が行う要請は、同法第2条の3の規定による県知事の連絡調整の下で行われるものとする。

### (協力)

第4条 乙は、第2条の規定による甲からの要請があった場合は、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて可能な限り甲に協力するものとする。

### (甲の役割)

第5条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関する事務。
  - 二 応急借上げ住宅の借上げに関する事務。
  - 三 応急借上げ住宅の入居者の入居許可及び退去に関する事務。
  - 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払に関する事務。
  - 五 その他関係者との調整に関する事務。
- 2 甲は、乙と協議の上、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

### (乙の役割)

第6条 乙は、第4条に基づき甲に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各

号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関する事務。
- 二 前号に規定する意向確認において、民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人から応急借上げ住宅として提供するよう申出があった物件の一覧表の作成に関する事務。(被災後の使用の適否に係る確認に基づくリストの更新を含む。)
- 三 応急借上げ住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事務。
- 四 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事務。
- 五 甲からの委託を受けた業務に関する事務。
- 六 その他関係者との調整に関する事務。

### (協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年4月1日

甲 岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長 大森 雅夫



乙 東京都千代田区大手町二丁目6番1号

公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会

会長 三好 修

